

4生福第5978号
令和5年2月20日

各障害福祉サービス事業所等設置法人代表者 様

福島県保健福祉部長
(公印省略)

マスク着用の考え方の見直し等(特に障害福祉サービス事業所等における取扱い)について(通知)

新型コロナウイルス感染症への対策につきましては、皆様の格段の御理解と御尽力をいただき、改めて感謝申し上げます。

さて、マスク着用の考え方について、別添のとおり厚生労働省より通知(令和5年2月14日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)がありましたのでお知らせします。

つきましては、特に障害福祉サービス事業所等(通所事業所を含む)におけるマスク着用の取扱いについては、下記のとおりとされておりますので、貴施設・事業所等における適切な対応に御協力をいただきますようお願いいたします。

記

- 高齢者や基礎疾患を有する者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や障がい福祉サービス事業所等の従事者については、勤務中(※)のマスクの着用を推奨することとされている。引き続き、マスクの着用をはじめ、感染対策の適切な実施に御尽力いただきたい。
- ※ 勤務中であっても、従業員にマスクの装着が必要ないと考えられる具体的な場面については、各障がい福祉サービス事業所等の管理者等が適宜判断いただきたい。例えば、周囲に人がいない場面や、利用者と接しない場面であって会話を行わない場面等においてはマスクの着用を求めない、といった判断が想定される。
- 高齢者や基礎疾患を有する者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な次の場面では、マスクの着用を推奨することとされている。
 - (1) 医療機関受診時
 - (2) 高齢者や基礎疾患を有する者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や障がい福祉サービス事業所等への訪問時
 - (3) 通勤ラッシュ時等混雑した電車やバス(※)に乗車する時(当面の取扱い)
 - ※ 概ね全員の着席が可能であるもの(新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等)を除く。

(事務担当 障がい福祉課 電話 024-521-7240)